

# 国の自殺対策の動向について

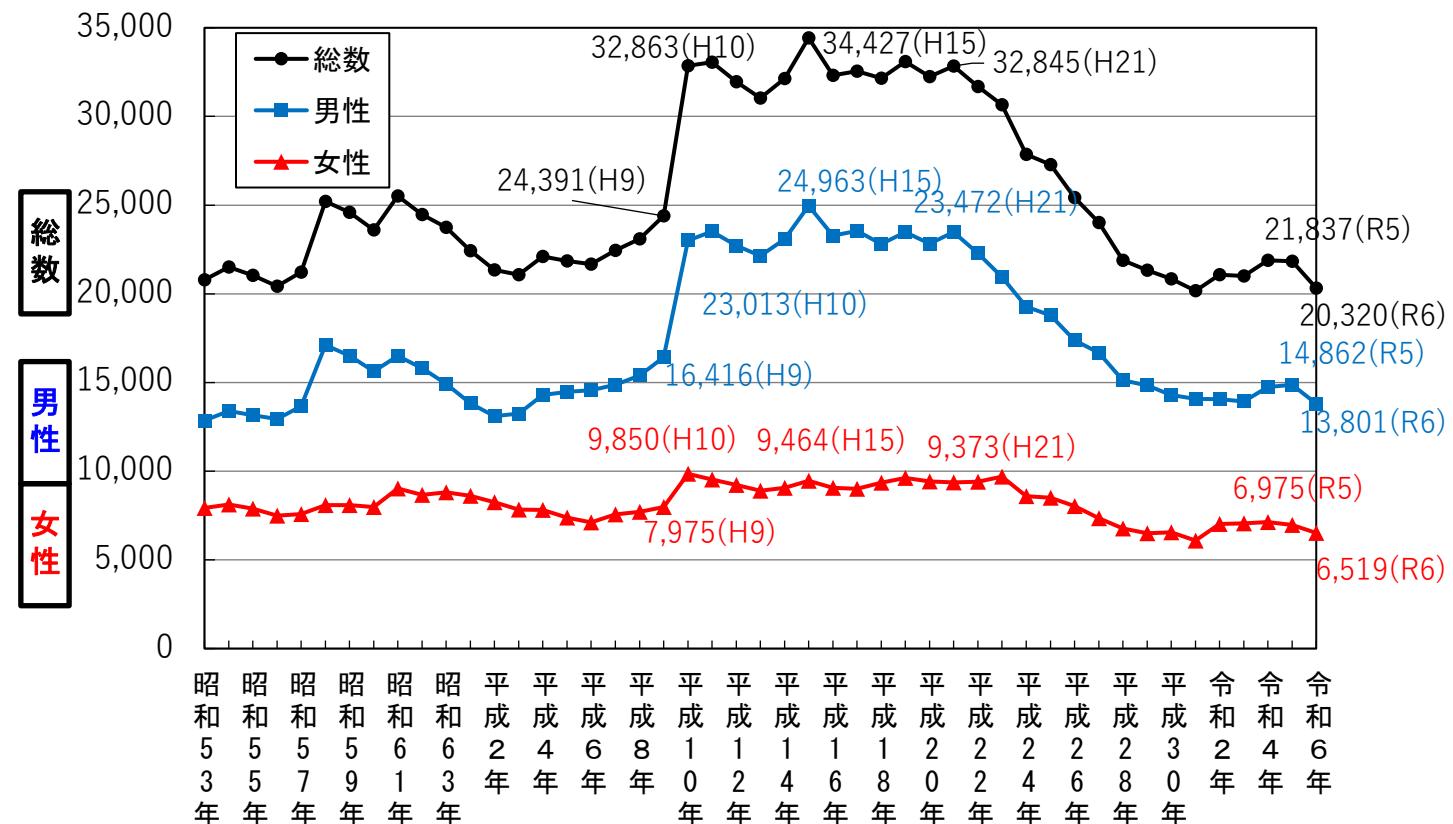
(令和7年7月1日 第1回全国自殺対策主管課長等会議資料より抜粋)

# 【令和6年（確定値）】自殺者数の年次推移（昭和53年～令和6年）

令和7年3月28日現在

年次別	総数	男性	女性
昭和53年	20,788	12,859	7,929
昭和54年	21,503	13,386	8,117
昭和55年	21,048	13,155	7,893
昭和56年	20,434	12,942	7,492
昭和57年	21,228	13,654	7,574
昭和58年	25,202	17,116	8,086
昭和59年	24,596	16,508	8,088
昭和60年	23,599	15,624	7,975
昭和61年	25,524	16,497	9,027
昭和62年	24,460	15,802	8,658
昭和63年	23,742	14,934	8,808
平成元年	22,436	13,818	8,618
平成2年	21,346	13,102	8,244
平成3年	21,084	13,242	7,842
平成4年	22,104	14,296	7,808
平成5年	21,851	14,468	7,383
平成6年	21,679	14,560	7,119
平成7年	22,445	14,874	7,571
平成8年	23,104	15,393	7,711
平成9年	24,391	16,416	7,975
平成10年	32,863(H10)	24,391(H9)	8,850
平成11年	34,427(H15)	24,963(H15)	9,464
平成12年	32,845(H21)	23,472(H21)	9,536
平成13年	21,837(R5)	16,416(H9)	9,230
平成14年	20,320(R6)	9,850(H10)	8,898
平成15年	14,862(R5)	9,464(H15)	9,063
平成16年	13,801(R6)	9,373(H21)	9,464
平成17年	6,975(R5)	7,975(H9)	9,053
平成18年	6,519(R6)	8,342	9,012
平成19年	27,858	22,813	9,342
平成20年	27,283	22,831	9,418
平成21年	27,858	23,472	9,373
平成22年	27,283	22,283	9,407
平成23年	27,858	20,955	9,696
平成24年	27,283	19,273	8,585
平成25年	27,283	18,787	8,496
平成26年	27,283	17,386	8,041
平成27年	27,283	16,681	7,344
平成28年	27,283	15,121	6,776
平成29年	27,283	14,826	6,495
平成30年	27,283	14,290	6,550
令和元年	27,283	14,078	6,091
令和2年	27,283	14,055	7,026
令和3年	27,283	13,939	7,068
令和4年	27,283	14,746	7,135
令和5年	27,283	14,862	6,975
令和6年	20,320	13,801	6,519

- 令和6年の自殺者数は20,320人となり、対前年比1,517人（約6.9%）減。
- 男女別にみると、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となっている。  
また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 年齢階級別、職業別、原因・動機別について (令和6年と令和5年の比較)

令和7年3月28日現在

## 1. 年齢階級別自殺者数の前年比較

		(人)									
		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和6年	総数	20,320	800	2,465	2,399	3,214	3,799	2,584	2,685	2,346	28
	男	13,801	370	1,546	1,717	2,366	2,684	1,812	1,799	1,483	24
	女	6,519	430	919	682	848	1,115	772	886	863	4
令和5年	総数	21,837	810	2,521	2,587	3,625	4,194	2,798	2,901	2,370	31
	男	14,862	431	1,599	1,883	2,665	2,939	1,931	1,910	1,479	25
	女	6,975	379	922	704	960	1,255	867	991	891	6
差	総数	-1,517	-10	-56	-188	-411	-395	-214	-216	-24	-3
	男	-1,061	-61	-53	-166	-299	-255	-119	-111	4	-1
	女	-456	51	-3	-22	-112	-140	-95	-105	-28	-2

## 2. 職業別自殺者数の前年比較

		有職者	学生・生徒等	うち小中高生			無職者	主婦・主夫			失業者	年金・雇用保険等受給者	その他	(人)
				小学生	中学生	高校生		主婦・主夫	失業者					
令和6年	総数	8,092	1,077	529	15	163	351	10,800	870	1,114	5,492	3,324	351	
	男	6,331	591	239	9	64	166	6,604	15	896	3,474	2,219	275	
	女	1,761	486	290	6	99	185	4,196	855	218	2,018	1,105	76	
令和5年	総数	8,858	1,019	513	13	153	347	11,466	1,058	1,141	5,797	3,470	494	
	男	7,063	572	259	5	73	181	6,827	18	901	3,624	2,284	400	
	女	1,795	447	254	8	80	166	4,639	1,040	240	2,173	1,186	94	
差	総数	-766	58	16	2	10	4	-666	-188	-27	-305	-146	-143	
	男	-732	19	-20	4	-9	-15	-223	-3	-5	-150	-65	-125	
	女	-34	39	36	-2	19	19	-443	-185	-22	-155	-81	-18	

※ 「無職者」のうちの「その他」は、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者」等を足し合わせたもの。

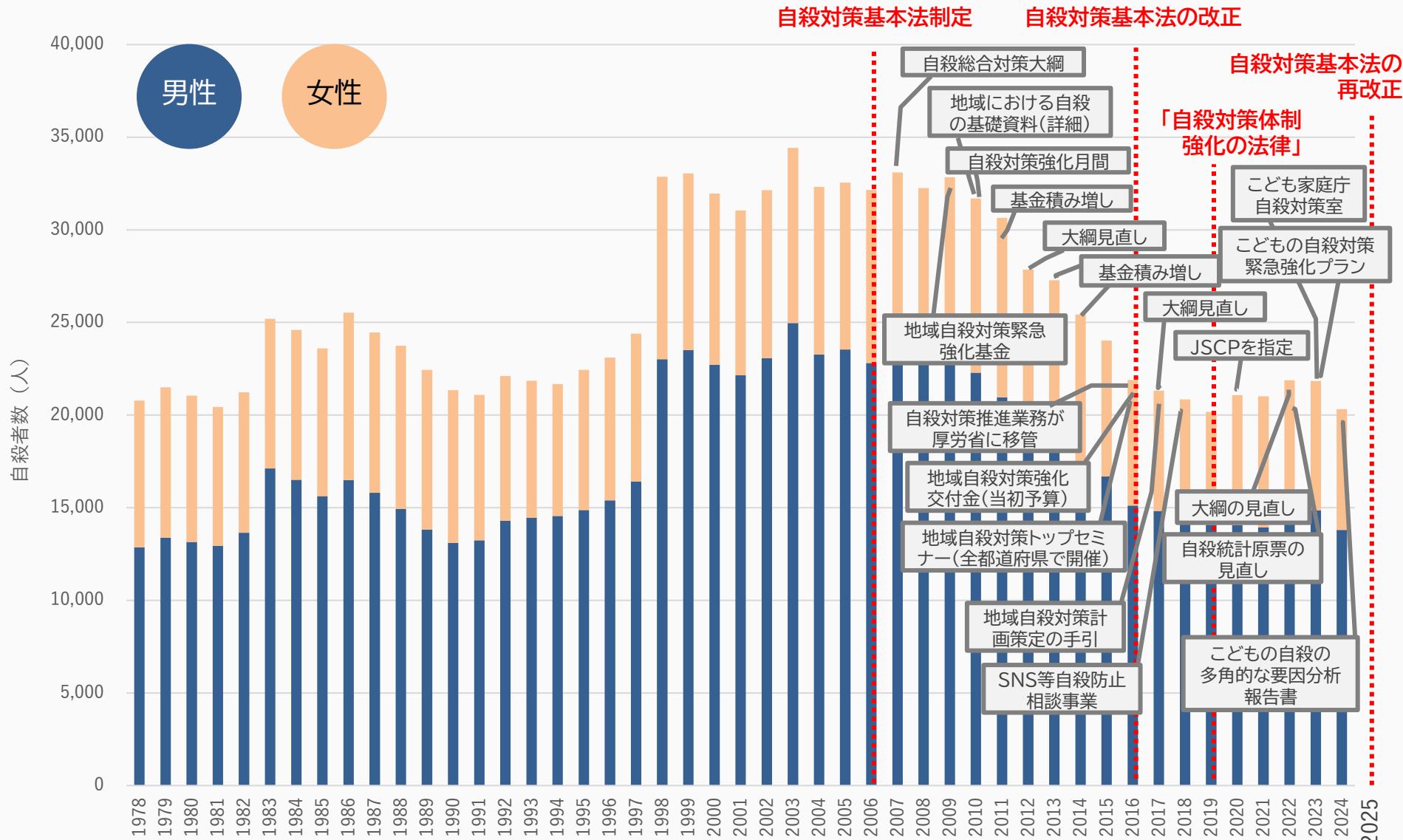
## 3. 自殺の原因・動機（大分類）の前年比較

		(人)		(件)						
		原因・動機不特定者数(不詳)	原因・動機特定者数	原因・動機特定者的原因・動機（大分類）（複数計上可）						
				家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他
令和6年	総数	1,985	18,335	4,297	12,029	5,092	2,564	868	572	1,704
	男	1,479	12,322	2,643	7,063	4,459	2,146	526	350	1,198
	女	506	6,013	1,654	4,966	633	418	342	222	506
令和5年	総数	2,388	19,449	4,708	12,403	5,181	2,875	877	524	1,776
	男	1,793	13,069	2,877	7,224	4,508	2,451	536	340	1,244
	女	595	6,380	1,831	5,179	673	424	341	184	532
差	総数	-403	-1,114	-411	-374	-89	-311	-9	48	-72
	男	-314	-747	-234	-161	-49	-305	-10	10	-46
	女	-89	-367	-177	-213	-40	-6	1	38	-26

※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。

※ 自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

# 自殺対策をめぐる主な動き

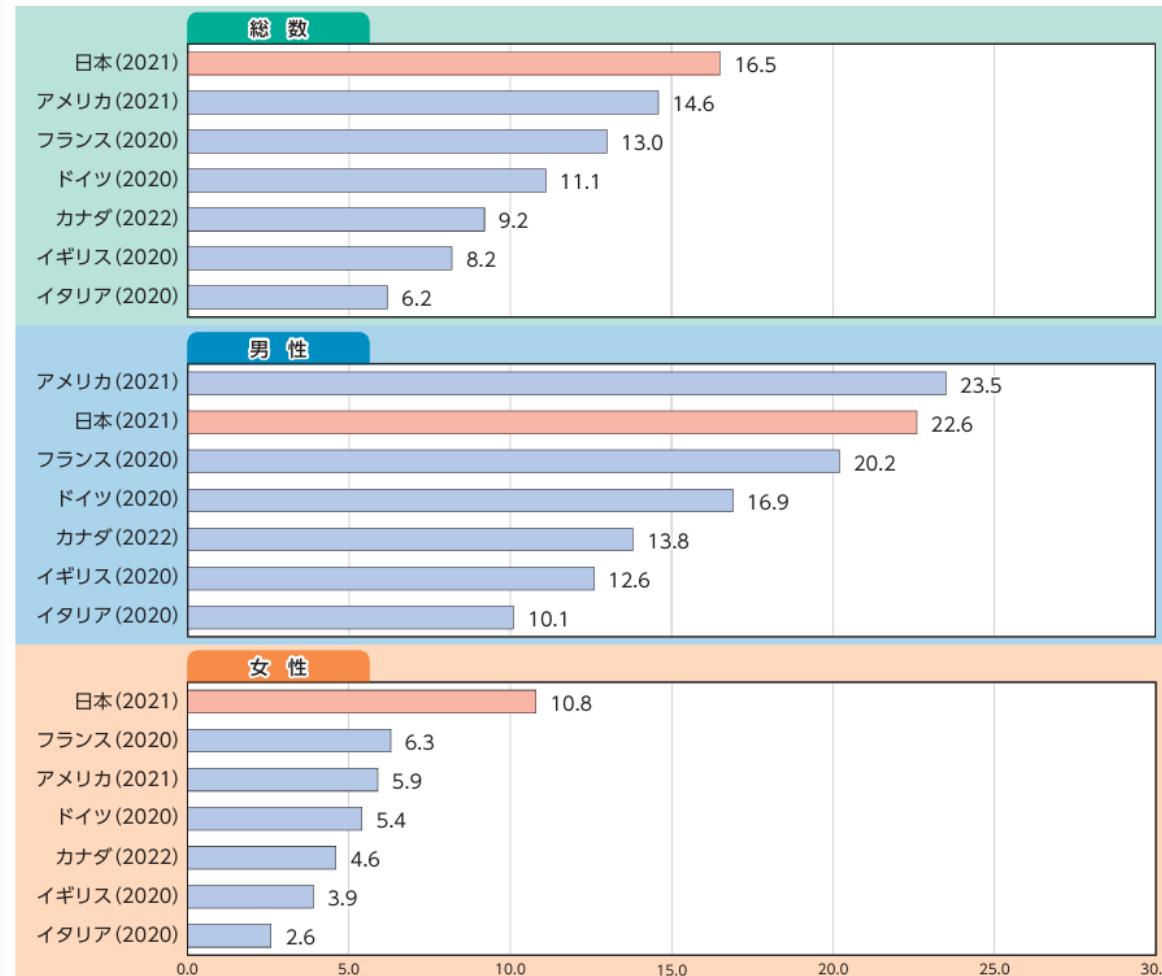


※グラフは、厚生労働省、警察庁「令和6年における自殺の状況」よりJSCP作成  
※主な動きは、厚生労働省「地域自殺対策計画策定の手引」を参考にJSCP作成

# 日本の自殺は依然として深刻

※「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数

図表1-29 G7各国の自殺死亡率

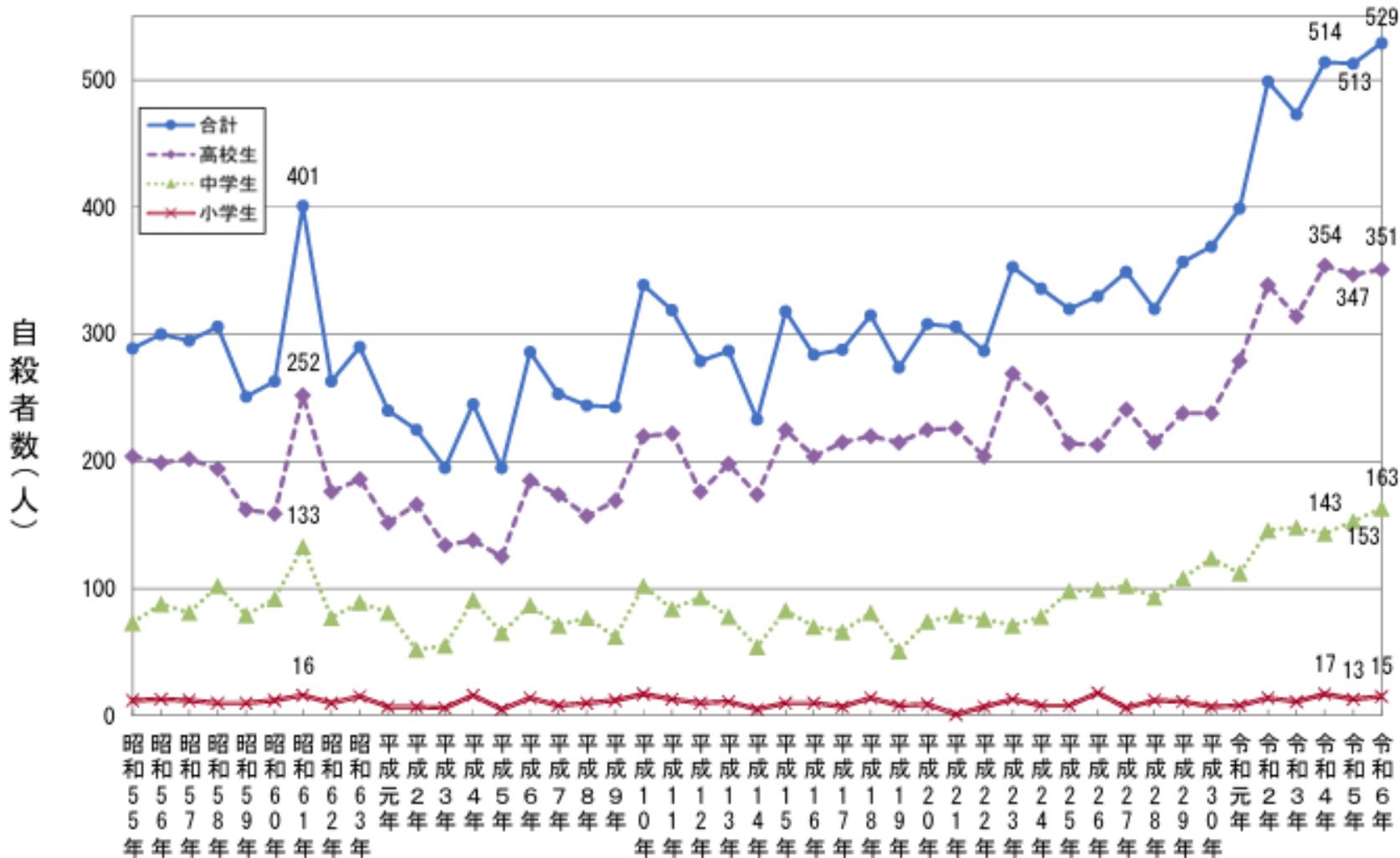


※アメリカ、フランス及びカナダの人口は世界保健機関資料より最新データが得られなかつたため、各の公的統計データを利用した。

資料：世界保健機関資料（2024年2月）等より厚生労働省作成

# 子どもの自殺が極めて深刻

図表 3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

# 自殺対策基本法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。  
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。  
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

## 改正の概要

### 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

### 2. 子どもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

### 3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

### 4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを作成するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は子どもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

### 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

### 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

こども家庭庁HPより

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/58d5e45b-0e25-4171-bc0d-4d02537d89c7/b093b4bc/20250609\\_policies\\_kodomonojisatsutaisaku\\_23.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/58d5e45b-0e25-4171-bc0d-4d02537d89c7/b093b4bc/20250609_policies_kodomonojisatsutaisaku_23.pdf)

# 今後の課題

## 1) 子どもの自殺対策に関する様々な事業・支援策の連動性を高めること

### ①教育・啓発

#### ① SOSの出し方等の教育

- ※助けを求めて良いと伝える
- ※助けの求め方を伝える
- ※セルフケアの方法を伝える
- ※SOSの出し先を具体的に伝える
- ※SOSの受け止め方も伝える

#### ②精神保健に関する知識の向上

- ※精神疾患・精神不調への早期の気付きと対処を助ける知識・意識の向上を目的とした指導

### ②スクリーニング

#### ③1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握

- ※「ノーマークの子」が要注意
- ※「死にたい気持ち」について直接尋ねる

### ③危機介入

#### ⑤危機対応チームや協議会との連携

- ※自殺防止「協議会」を設置(第4章)
- ※教職員の負担軽減にもつながる

### ④見守り

#### ⑦SNS相談を通じた伴走型の支援

- ※高リスク者に対して「SNS相談」で伴走型の支援を行う
- ※協議会を通じて情報共有も可能になる

#### ④学校における心の健康保持のための健康診断

- ※実施方法や体制等について検討の上で、定期健康診断において「心の健康の保持」に関する問診を加える

#### ⑥教育委員会と医療機関との連携

- ※緊急時対応のために、予め医療機関と連携の枠組みを作しておく(病床確保等)

#### ⑧オンライン居場所を通じた見守り

- ※「かくれてしまえばいいのです」を、1人1台端末にプレインストールする自治体も(無料)
- ※人間よりもAIの方が相談しやすい子どもが少なくない

## 2) そのための体制・枠組みを整備すること

自治体(子ども政策担当、自殺対策担当等)、学校、教育委員会、児童相談所、精保センター、保健所、警察、消防、医療機関、弁護士、その他専門家、民間団体等